

省令によって実施可能とされたサービス事業(その1)

タイ進出を新たに検討する企業だけでなく、進出済みの企業にとっても、タイでのビジネスにおけるもうとも重要なルールの一つが外資規制です。タイで自社が実施する事業は何か、その事業は外資規制をクリアできるのか、それによってタイ子会社の資本戦略や組織構造も大きく変わってきます。本連載では、外資規制の基礎から応用までをご説明します。

タイの基本的な法体系とは

今回から、外資企業が実施できる事業の類型の3つ目として、「省令によって実施可能とされたサービス事業」を解説していきます。外国人事業法に基づくタイの外資規制の考え方では、たとえ規制事業リストに明記されていない事業であったとしても、「リスト3」の21番目にある「その他のサービス業」によって、およそ全てのサービス的な要素を含む事業が、外資規制の対象とされています。一方で、この項目には、「省令が規定するサービス事業を除く」との例外が設けられています。外資規制の対象から外れる「省令が規定するサービス事業」とは、具体的に何を指すのでしょうか。

そもそもタイにおける「省令」とは、法律に基づく下位規則であり、法律の規定

を補完するもの、より具体的な中身を定めるものです。そのため省令は、外国人事業法に限らず、多くの法律において設けられています。タイの基本的な法体系を単純化すると、「法律」⇒「省令」⇒「(省または局による)告示」という3層構造となっています。

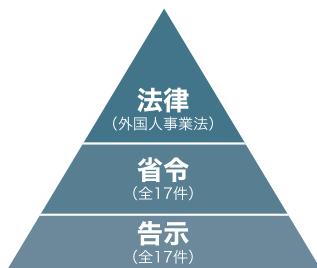
法律によっては、こうした省令や告示が多数にのぼることで、詳細の把握が外国人にとって一層、難しくなります。タイでは、「法律」レベルですらほとんど外国語訳されていない中で、まして下位規則が外国語訳されることは、投資委員会(BOI)など一部を除けば非常に稀です。また、新しい省令が出ることで古い省令が撤回されたり、一部の規定だけ置き換えられたり、あるいは古い省令や規定が数十年も適用

されているままになっていたりと、それぞれの有効性判断にも慎重を要します。

外国人事業法についても多分に漏れず、商務省によれば、これまで省令は17件、告示も同じく17件と、多くの下位規則が定められています。各省令・告示が規定する内容はさまざまですが、本稿でテーマとする「サービス事業」を規定する省令は、以下の4件です。

- 「証券及び証券市場法」に基づく証券業、及び他の事業
- 「先物取引法」に基づく先物取引業
- 「資本市場取引信託法」に基づく受託業
- 「金融機関法」に基づく金融機関業、及び他の事業
- 「生命保険法」に基づく生命保険業
- 「損害保険法」に基づく損害保険業

図表1 外国人事業法の法体系(イメージ)



出所：タイ商務省資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成
(注) 省令と告示の件数は2024年4月時点

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株 タイ現地法人 MU Research and Consulting (Thailand) Co., Ltd.



Managing Director
池上 一希



Head of Consulting Division
吉田 崇

日系自動車メーカーで
アジア・中国の事業企
画を担当。2007年
に入社。2018年2
月より現職。バンコク
を拠点に東南アジア
への日系企業の進出
戦略構築、実行支援、
進出後企業の事業改
善等に取り組む。

東京大学大学院修了、
タマサート大学交換留
学。ジェトロの海外
調査部で東南アジア
を担当後、チャラン
コン大学客員研究員、
メガバンクを経て、大
手コンサルで第4子
会社管理などのPM
を多数務めた。

- ・ 仏暦2556年 外国人事業許可が不要な事業を定める省令 (2013年3月18日官報公布)
- ・ 仏暦2559年 外国人事業許可が不要な事業を定める省令 第2号 (2016年2月19日官報公布)
- ・ 仏暦2560年 外国人事業許可が不要な事業を定める省令 第3号 (2017年6月9日官報公布)
- ・ 仏暦2562年 外国人事業許可が不要な事業を定める省令 第4号 (2019年6月25日官報公布)

外国人事業法の省令は 何を規定しているか

上記4つの省令のうち、最も古い2013年の省令、続く2016年の第2号では、以下6つの事業を外資規制の対象外と定めています。

1. 「証券及び証券市場法」に基づく証券業、及び他の事業
2. 「先物取引法」に基づく先物取引業
3. 「資本市場取引信託法」に基づく受託業
4. 「金融機関法」に基づく金融機関業、及び他の事業
5. 「生命保険法」に基づく生命保険業
6. 「損害保険法」に基づく損害保険業

これらの金融業を外資規制の対象外とする理由について、省令では「外国人(=外資企業)と競争できる準備がタイ人(=タイ資本企業)に整った」との説明をしています。しかし、実際には「～法に基づく」との文言通り、もともと外国人事業法とは別の法律からも規制を受けていた事業であって、規制の重複を解消しただけと捉えることもできます。他の法律による規制は、必ずしも外資規制の観点によるものではありませんが、時に外資規制よりも厳しい判断がされることもありますので、一概に規制緩和されたと評価することはできません。いずれにしても、これらの事業は本業として金融機関が実施するものであって、一般的の事業会社にとっては、あまり影響を及ぼさない内容だったといえるでしょう。

なお、上記6事業については、さらに細かく事業が分類されていて、4点目の金融機関業については、2017年の第3号で小分類の対象が拡大されています。それに加えて第3号は、以下の5事業を外資規制対象外に加えています。

7. 「資産管理会社法」に基づく資産管理業
8. 「仏暦2540年 ピザ・ワークバー・ミット・サービスセンター設立に関する内閣府規則」に基づく、国際取引における外国法人の駐在員事務所
9. 「仏暦2540年 ピザ・ワークバー・ミット・サービスセンター設立に関する内閣府規則」に基づく、国際取引における外国法人の地域事務所
10. 「予算手続法」に基づく政府機関とのサービス業
11. 「予算手続法」に基づく国営企業とのサービス業

このうち7については、1～6までと同様に、別の法律からも規制を受けている事業であり、かつ一般的な事業会社にとって、あまり関係があるものとは言えません。

図表2 タイの駐在員事務所が実施可能な行為

1. 本社のための、タイ国内での商品またはサービスの調達先探し
2. 本社がタイ国内で調達または委託生産した商品の品質・分量の検査・管理
3. 本社が販売代理店または商品ユーザーに対して販売する商品に関する各種のアドバイス
4. 本社の新商品または新サービスに関する各種情報の広報
5. 本社に知らしめるための、タイ国内の経済動向に関するレポート

出所：タイ商務省資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

10と11についても、インフラ関連の事業がイメージしやすいものと思われますが、サービス提供先となる政府機関や国営企業の判断に委ねられ、外資規制との重複が解消されただけと捉えることができます。

これに対して、省令によって一般の事業会社にあっても多少の意義ある規制緩和がされた初の事例と言えるのが、8の駐在員事務所です。かつてはタイでの駐在員事務所の設立は外資規制の対象とされており、商務省からの許可が必要でしたが、2017年の省令によって許可が不要になったと解されています。その後の商務省の判断事例(2021年2月No. 2)でも、省令によって駐在員事務所の設置は許可不要となったことを確認する照会に対し、商務省は異論を述べていません。

ただし駐在員事務所が実施できる事業には「商品売買を含まず、本社に代わって受注することもできない」とされ、営業活動が認められていない点については従来から変わりがない点に注意が必要です。

なお、9の「地域事務所」は、世間の資料によっては誤訳ないし誤解されているケースもありますが、いわゆる「地域統括事務所」のことではありません。「地域統括事務所」とは、タイ法人を設立した上で、そのタイ法人に「地域統括事務所」としての機能を持たせた現地法人を指します。一方で「地域事務所」とは、駐在員事務所と同様、タイ法人ではなく、あくまで外国法人である本社(一部として)のタイにおける拠点との位置付けです。駐在

員事務所と同様、法人税が免除される一方で(金利への課税を除く)、やはり収入を得ることもできません。

駐在員事務所と異なるのは、駐在員事務所が原則として本社向けにサービスを実施するのに対して、地域事務所はアジア域内のグループ会社や支店向けに、管理に関するサービス(本社に代わっての、各種の助言や管理、人材育成やマーケティング、製品開発やR&D等)を担う点です。

地域事務所に認められる機能は、地域統括事務所が一般に行っている機能とも、一定部分は重なっています。地域事務所として活動している事例はほとんど知られていませんし、あまりメリットも考えられませんが、もし収入も税制優遇も不要で、業務にかかるコストだけが集計される純粋なコストセンターと考えるケースであれば、検討の余地があるスキームといえるでしょう。

駐在員事務所と地域事務所を含め、省令の第3号まで規制緩和されたサービス事業は、一般的な事業会社かつタイ現地法人を設立済みの企業にとって、重要性の低い内容と言えます。これに対して第4号では、一般的な事業会社にとって大いに関係のある「グループ会社向けサービス」について規制緩和を行ないました。次回はこれについて紹介します。

MU Research and Consulting (Thailand) Co., Ltd.

T 092-247-2436
E kazuki.ikeyami@murc.jp (池上)

省令によって実施可能とされたサービス事業(その2)

タイ進出を新たに検討する企業だけでなく、進出済みの企業にとっても、タイでのビジネスにおけるもっと重要なルールの一つが外資規制です。タイで自社が実施する事業は何か、その事業は外資規制をクリアできるのか、それによってタイ子会社の資本戦略や組織構造も大きく変わってきます。本連載では、外資規制の基礎から応用までをご説明します。

グループ会社向けサービスの一部が外資規制の対象から外れる

タイ商務省による2019年6月の省令(第4号)は、外資規制緩和において、さらに重要な省令となりました。これまでの省令で除外された11事業に加えて、外資規制が適用されないサービス事業として、図表1の通り「グループ会社向けサービス」を定めています。

図表1 外資規制が適用されないサービス事業として定められる「グループ会社向けサービス」

以下の形態のうち1つに該当する、関係する法人間での、国内における貸付、ユーティリティを含む建物・事務所スペースのレンタル・管理・マーケティング・人事・ITに関するアドバイス・コンサルティング

- (1) 一方の法人の株主等の人数の半数超が、もう一方の法人の株主等の人数の半数超である。
- (2) 一方の法人の株式の25%以上をもつ株主等が、もう一方の法人の株式の25%以上をもつ。
- (3) 一方の法人が、もう一方の法人の株式の25%以上をもつ。
- (4) 一方の法人で経営権限をもつ取締役の半数超が、もう一方の法人で経営権限をもつ取締役の半数超である。

出所：タイ商務省資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成。（注）論点整理と明確化のため筆者が内容を一部編集しています

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株

タイ現地法人 MU Research and Consulting (Thailand) Co., Ltd.



Managing Director
池上 一希



Head of Consulting Division
吉田 崇

ここで論点となるのは、本件によって外資規制が緩和される「サービスの内容」の具体的な中身と、適用される「グループ会社の範囲」の2点です。今回はまず、サービスの内容について、外資企業が許可なく実施できるようになった3つのうち、1つ目の「国内における貸付」からご紹介します。

国内グループ会社向け貸付が許可なく実施可能に

タイにおいて、余剰資金を他の法人に貸し付けることは、たとえグループ会社が相手であったとしても、「その他サービス業」に該当して外資規制に抵触する、というのが従来の基本的なルールでした。このため外資企業が貸付を行う際には、予め商務省に申請してFBL(外国人事業許可証)を取得しなければならず、申請に要する煩雑な手続きや、数ヶ月を要する審査期間がネックとなっていました。

これに対して2019年の省令第4号では、タイ国内グループ会社向けに限るもの、貸付が外資規制対象から外れ、許可を得なくても実施できるようになりました(図表2)。上述した手続き上の負担が大幅に改善された点で、画期的な規制緩和といえます。しかしながら、国内グループ会社の定義は限定的であること(次回解説予定)、海外グループ会社向けの貸付

は依然として規制対象であること、および右ページの事例1、2の通り「貸付」の形態が限定的に捉えられている点には注意が必要です。案件概要から察するに、これらの2つの事例は、いずれも同じ照会者によるものと推測されます。事例1でS社がグループ会社と認められていない点については、グループ会社の定義に関する論点ですので次回ご説明します。ここでの商務省の判断によれば、グループ内での管理であるか、金融機関への委託であるかは問わず、「キャッシュブーリング」そのものが規制緩和の対象とはされていません。商務省の許可が不要となった国内グループ会社向け貸付とは、あくまで単純な貸付のみを指すものであって、キャッシュブーリングを含めた高度な、あるいは派生的な仕組みまでを想定しているものではない、と解釈されます。このため外資企業としてキャッシュブーリングを行いたい場合は、従来通り商務省から個別に許可を取得するか、または投資委員会(BOI)から財務センター(TC)の機能を含む国際ビジネスセンター(IBC)の認可を取得する必要があると考えられます。

もっともグループ会社向け貸付は、どちらかというと海外のグループ会社向けの方が、実態としても事例が多いように思われます。規制緩和が国内向けに限られていということは、今なお外資企業にとって

事例1

【案件番号】2019年11月 No.2
外資企業O社は、P社・Q社・R社・S社で構成されるグループ会社間での貸付管理(Inter-company Cash Pooling)を進めるために、マスター・アカウントの役割を担うことを検討しており、自社は4社いずれとも貸し手・借り手の両方の関係となる。O社は4社に対して、許可なしで貸付を行うことはできるか。

商務省の判断

商務省令第4号に照らして、グループ会社に該当するP社・Q社・R社に対しては、許可なしで貸付を行うことができるが、グループ会社に該当しないS社に対しては、許可なしで貸付を行うことはできない。また、「グループ会社間での貸付管理(Inter-company Cash Pooling)を進めるために、マスター・アカウントの役割を担うこと」は、外資規制を受ける「その他サービス業」に該当し、許可なしで行うことはできない。

事例2

【案件番号】2020年9月 No.2

外資企業である4社は、同じ外国企業が最大株主である。4社は、外国銀行のタイ国内支店をキャッシュブーリングの管理者として、相互に貸付を行うことを検討しているが、このキャッシュブーリングを許可なしで行うことはできるか。

商務省の判断

許可なしで行うことができる貸付には、財務センターとしての役割を含んでいない。これは外資規制を受ける事業に該当し、許可なしで行うことはできない。

出所：タイ商務省資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成（注）論点整理と明確化のため筆者が内容を一部編集しています

は制約が残るものですが。ただし、海外グループ会社向け貸付についても、2021年に貿易投資支援事務所(TISO)の一部、もしくは国際ビジネスセンター(IBC)の一部として、BOI認可事業の対象に含まれたことで、実質的に規制緩和が大きく進んでいるといえるでしょう。これについては機会があれば別稿でご説明しますが、こうした背景を踏まえて、タイにおける外資企業(日本企業)の資金活用手段の1つとして、グループ会社向け融資が大きな関心を集めています。

図表2 外資企業による貸付/借入に関する外資規制の関係整理

外資企業が実施する行為	相手方		
	国内グループ会社	海外グループ会社	グループ会社以外
貸付	外資規制の対象外 許可なく実施可能 (ただしグループの定義は限定的)	外資規制の対象 実施には許可必要 (ただしBOIのTISO/IBCによる規制緩和あり)	外資規制の対象 実施には許可必要 (BOIのTISO/IBCでもカバーされない)
借入	外資規制の対象外 / 許可なく実施可能		

出所：タイ商務省、BOI資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

MUFG 三菱UFJリサーチ&コンサルティング

ASEAN域内拠点を各地からサポート



MU Research and Consulting (Thailand) Co., Ltd.

Tel:092-247-2436 E-mail:kazuki.ikegami@murc.jp(池上)

【代表者】 池上一希
【設立】 2018年2月28日
【資本金】 2,000万THB

No. 63 Athenee Tower,
23rd Floor, Room 5, Wireless
Road, Lumpini, Pathumwan,
Bangkok 10330 Thailand

省令によって実施可能とされたサービス事業(その3)

タイ進出を新たに検討する企業だけでなく、進出済みの企業にとっても、タイでのビジネスにおけるもうとも重要なルールの一つが外資規制です。タイで自社が実施する事業は何か、その事業は外資規制をクリアできるのか、それによってタイ子会社の資本戦略や組織構造も大きく変わってきます。本連載では、外資規制の基礎から応用までをご説明します。

レンタル可能な建物・事務所スペースはなお限定的

2019年6月の省令(第4号)で緩和されたグループ会社向けサービスは、前回ご紹介した①「国内グループ会社向け貸付」の他に、②「ユーティリティを含む建物・事務所スペースのレンタル」と、③「管理・マーケティング・人事・ITに関するアドバイス・コンサルティング」があります。今回は②と③についてご説明します。

余剰資金の貸付と同様に、余っているオフィススペースを経費削減等のためにグループ会社に貸与することも、これまでには「その他サービス業」に該当するとされ、商務省の許可が必要でした。しかし、「ユーティリティを含む建物・事務所スペースのレンタル」が2019年の省令によって外資規制の対象から外れ、許可なく実施できるようになっています。なお、ここで「ユーティリティ」とは電気や水道を指すと解されます。

主な論点は、レンタル可能な「建物・



事務所スペース」とはどこまでを含むか、および自社が所有しない賃貸物件のサブリース、いわゆる「又貸し」は可能であるのか、の2点です。

一つ目の論点について、事例1の商務省の判断によれば、レンタルできるのはオフィススペースに限られ、倉庫は含まれません。工場や作業場などについては言及されていませんが、ここでも厳格な解釈が行われていることから、オフィス以外は倉庫と同様、工場なども規制緩和の対象とは解されない可能性が高いと推測されます。

倉庫や工場をグループ会社に対してレンタルしたいと考える外資企業は、やはり従来通り商務省から許可を取得するか、または投資委員会(BOI)から工場や倉庫のレンタルも含む貿易投資支援事務所(TISO)の認可を取得する必要があると考えられます。

二つ目の論点について、事例2の商務省の判断によれば、許可が不要となる建物・事務所スペースのレンタルとは、自社が所有する物件についてのみであって、自社が所有しない賃貸物件については、グループ会社向けてもサブリース(又貸し)は外資規制緩和の対象とならず、商務省の許可が必要と解されています。どうしてもサブリースが必要であ

れば商務省の許可取得にチャレンジすることも検討できますが、申請コストや、取得できないリスクも高いと想定されます。オーナーとの契約を結び直して、当該スペースを利用したいグループ会社が直接の借り手となる方が、より現実的な解決策であるように思われます。

グループ会社向けコンサルも統括機能までは及ばない

2019年の省令で外資規制の対象外となったグループ会社向けサービスの三つ目は、「管理・マーケティング・人事・ITに関するアドバイス・コンサルティング」です。一見すると、統括業務やシェアードサービスなど、幅広い管理サービスの提供をイメージさせる規制緩和にも見えますが、他の事例と同様、商務省の判断解釈は現在のところ非常に限定的な解釈に留まっています。

ここでポイントは、サービス提供できる内容の「深さ」及び「幅」の2点です。内容の「深さ」について、事例3の判断では、マーケティングについて提供できるサービスは「アドバイス・コンサルティング事業」であって、これにはバックオフィス業務を含まない、としています。他にも、これまでに「マーケティング・販売促進・研修・研究開発の実施」(2021年12月No.2)、

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株

タイ現地法人 MU Research and Consulting (Thailand) Co., Ltd.



Managing Director
池上 一希



Head of Consulting Division
吉田 崇

事例1

【案件番号】2020年11月 No. 1

案件概要

許可不要のスペースのレンタルについての照会。

商務省の判断

この省令が定める「電気・水道などを含む建物・事務所スペースのレンタル」の範囲に、倉庫のレンタルは含まない。

事例2

【案件番号】2019年9月 No. 1

案件概要

建物・事務所スペースのサブリースは、許可不要の事業に該当するか。

商務省の判断

建物・事務所スペースのサブリースは、この省令が定める許可不要の事業には該当しない。

事例3

【案件番号】2020年7月 No. 2

案件概要

外資企業T社は、海外の親会社に対して、マーケティングに関するアドバイス・コンサルティングを、バックオフィスの形で提供することを検討している。これは許可不要の事業に該当するか。

商務省の判断

省令が定める許可不要のマーケティングに関するアドバイス・コンサルティング事業とは、マーケティングに関するアドバイス・コンサルティング事業であって、バックオフィスとしてマーケティングに関するサービス提供等を行うことを含まない。

出所：タイ商務省資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成 (注) 論点整理と明確化のため筆者が内容を一部編集しています

「コールセンター・広報」(2021年4月No.2)の判断において、いずれも規制緩和の対象に含まないとしています。商務省の許可が不要となったグループ会社向けのサービスは、情報提供としてのアドバイス・コンサルティングに留まるものであり、「相手に代わって何らかの作業を行なうような内容は想定されていない」としています。

サービス提供できる内容の「幅」についても、「実作業を伴わないアドバイスであれば良い」というものではなくさうです。例えば「輸出入に関する情報提供・物流業

者等の探索・仲介」(2020年3月No.1)の判断事例では、「省令で定める例外に該当せず、許可を取得しなければならない」としています。サービスが情報提供に留まっていたとしても、その対象となる内容は、あくまで省令が規定する「管理・マーケティング・人事・ITに関するアドバイス・コンサルティング」に限定されると判断しているようです。

以上から、グループ会社向けのサービスとして外資規制が緩和された範囲は、「深さ」と「幅」いずれにおいても、現状

では非常に限定されていると考えられます。省令による規制緩和に該当しないサービス提供を検討するのであれば、やはり商務省の許可(FBL)か、または投資委員会(BOI)から国際ビジネスセンター(IBC)や貿易投資支援事務所(TISO)の認可を取得することが必要です。

次回は「省令によって実施可能とされたサービス事業」の最終回として、実は非常に複雑な「グループ会社」の定義について整理します。

MUFG 三菱UFJリサーチ&コンサルティング

ASEAN域内拠点を各地からサポート

三菱UFJリサーチ&コンサルティングは、三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUFG)のシンクタンク・コンサルティングファームです。国や地方自治体の政策に関する調査研究・提言、民間企業向けの各種コンサルティング、経営情報サービスの提供、企業人材の育成支援など幅広い事業を展開しています。



MU Research and Consulting (Thailand) Co., Ltd.

Tel:092-247-2436 E-mail:kazuki.ikegami@murc.jp(池上)

【代表者】 池上一希
【設立】 2018年2月28日
【資本金】 2,000万THB

No. 63 Athenee Tower,
23rd Floor, Room 5, Wireless
Road, Lumpini, Pathumwan,
Bangkok 10330 Thailand

省令によって実施可能とされたサービス事業(その4)

タイ進出を新たに検討する企業だけでなく、進出済みの企業にとっても、タイでのビジネスにおけるもうとも重要なルールの一つが外資規制です。タイで自社が実施する事業は何か、その事業は外資規制をクリアできるのか、それによってタイ子会社の資本戦略や組織構造も大きく変わってきます。本連載では、外資規制の基礎から応用までをご説明します。

省令における「グループ会社」の範囲は狭い

「省令によって実施可能とされたサービス事業」として、前回まで①「国内グループ会社向け貸付」、②「ユーティリティを含む建物・事務所スペースのレンタル」、③「管理・マーケティング・人事・ITに関するアドバイス・コンサルティング」の3つについてご紹介しました。これらの「国内グ

図表1 外資規制が適用されないサービス事業として定められる「国内グループ会社向けサービス」

以下の形態のうち1つに該当する、関係する法人間での、国内における貸付、ユーティリティを含む建物・事務所スペースのレンタル、管理・マーケティング・人事・ITに関するアドバイス・コンサルティング

- (1) 一方の法人の株主等の人数の半数超が、もう一方の法人の株主等の人数の半数超である。
- (2) 一方の法人の株式の25%以上をもつ株主等が、もう一方の法人の株式の25%以上をもつ。
- (3) 一方の法人が、もう一方の法人の株式の25%以上をもつ。
- (4) 一方の法人で経営権限をもつ取締役の半数超が、もう一方の法人で経営権限をもつ取締役の半数超である。

出所：タイ商務省資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成。（注）論点整理と明確化のため筆者が内容を一部編集しています



的であることが多く、そのままの状態では(1)に該当しないことが多いと思われます、(1)では株主の持株数や持株比率は問題とされず、人数だけが問われています。実質的にもグループ会社であれば、株主の人数を調整することで、要件を満たすことはそれほど難しくないでしょう。

株式譲渡の手間や税務の観点から株主の問題がクリアできなかったとしても、(4)で取締役の人数により要件をクリアすることもできます。注意すべきは、単なる取締役ではなく、「管理権限をもつ」取締役とされている点です。「管理権限をもつ」とは、代表権をもつ取締役を指すと考えられます。タイの会社法上における代表権については、また別の機会に紹介したいと思いますが、代表権をもつということは、会社の行為として契約書等にサインができることを意味するので、形式的ではなく実質的にも取締役としての責を負う人物を選任する必要があります。とはいっても実質的にもグループ会社であれば、それほど要件クリアは難しくないと思われます。

これら4つの要件は、全てを満たす必要はなく、いずれかに該当すればグループ会社と認められる、というものですので、それほどハードルが高いものとは言えません。ただし、タイ子会社の数が多く、もう少し複雑な関係になっているケースや、合弁パートナーとのJV(合弁会社)が含まれるようなケースでは、必ずしも要件を満たせるとは限りません。特に出資比率においては、いわゆる「直接出資」だけが問われ、「間接出資」は考慮されない点が特徴的であります。

图表2の事例において、A社からD社までの4社が相互にグループ会社であることに、特段の違和感はないと思います。ところが省令の規定に照らすと、このうちC社とD社の関係は、資本関係としてはグループ会社の定義には当てはまらないことになります。A社とD社、B社とC社の関係も同様に、グループ会社に該当しません。仮に、图表で「25%以上」となっている出資比率が100%に近いものであったとしても、この判断は変わりません。上述した通り、この判断では間接出資が考慮されず、直接出資比率だけしか見られないからです。

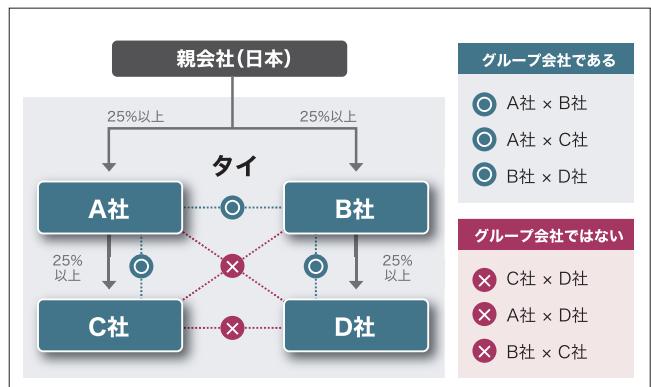
一般的に使用される定義が2種、加えてIBC(国際ビジネスセンター)で使用される定義の、少なくとも4種類が併用されています。前回ご紹介した通り、海外グループ会社向け貸付について、2021年にTISO(貿易投資支援事務所)の一部、もしくはIBCの一部として、BOI認可事業の対象に含まれています。そして厳密には、TISOやIBCは海外グループ会社に限らず、タイ国内グループ会社も対象としています。ここで重要なのは、IBCにおけるグループ会社の定義は省令と異なり、間接保有も認められている点です(注:TISOについては、明示する文書は確認できませんが、BOIへのヒアリングによればIBCと同じとのことです)。つまり图表2のC社とD社の関係においても(またはA社とD社、B社とC社の関係においても)、間接出資比率として25%以上であれば(省令におけるグループ会社に該当せども)IBCまたはTISOにおけるグループ会社には該当する、ということになります。つまりタイ国内グループ会社向けに貸付やサービス提供をしたい、しかし省令の定義には該当しない、という場合に、IBCまたはTISOを取得するという可能性も残されていることになります。

「グループ会社」の定義は一つではない

直接的な資本関係がない場合、省令の資本構成要件である(2)と(3)ではグループ会社と認められないため、株主人数要件である(1)または取締役要件である(4)を狙うことになります。しかし、資本構成が複雑であるということは、グループ内または合弁パートナーとの関係性が反映されているとも考えられますので、株主や取締役を自由に設定できるケースばかりではないかもしれません。そうした場合、いよいよ打ち手がなく、グループ会社向けサービスの実施を諦めるか、高いハードルを覚悟して個別の許可取得にチャレンジするしかないのでしょうか。

ここでは非知りておいていただきたいのは、タイにおける「グループ会社」の定義は一律ではなく、適用される法律や場面によって、様々なものがありうる、という点です。ここでは詳細な説明は避けますが、「グループ会社」の定義は、外資規制に関係するものだけでも上記の省令の他に、

図表2 省令における「グループ会社」の定義(資本関係の要件のみ反映)



出所：タイ商務省資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

以上が、ここまで4回にわたってご説明した、外資企業が実施できる事業の類型の三つ目「省令によって実施可能とされたサービス事業」の現状です。外国人事業法そのものは、施行からこれまで20年以上にわたって改正されていないものの、下位規則である省令によって規制対象外の事業が増えつつあるということは、大きな流れとしては外資規制緩和の動きがあると捉えることができます。過去を振り返れば、外資規制を緩和するような省令が、実際に公布されるとは予想されていませんでした。それがここ数年、突然かつ立て続けに公布された感があります。今までの4つの省令が規定する内容は、ご紹介したように限定的な範囲に留まりますが、今後また省令が追加され、更に外資規制が緩和されていく可能性も期待できるかもしれません。

次回からは、IBCやTISOを取得した場合に該当する、外資企業が実施できる事業の類型の四つ目「外国人事業証明書(FBC)を取得した事業」についてご紹介します。

MU Research and Consulting (Thailand) Co., Ltd.

T 092-247-2436
M kazuki.ikegami@murc.jp (池上)